

～知っ得情報～



消費生活の心得 34

## 1回だけ買うつもりがいつの間にか 定期購入になっていた

### 《相談内容》

SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)で、「今なら商品を300円で試せる」という化粧品の広告を見つけた。1回だけならと思い購入したが、後日、商品と一緒に送られてきた納品書を見ると、定期購入になっていた。購入したサイトをよく確認すると、「2週間後には自動的に定期購入コースに切り替わります」という表示があった。事業者にお問い合わせたところ、「すでに解約期間を過ぎているため、解約はできない」と言われた。

(20代女性)

### 《アドバイス》

サイトに定期購入であることや解約期間についての表示がある場合は解約できません。購入前に次のことをよく確認しましょう。

●定期購入が条件になっていないか  
ホームページなどに掲載されている広告は、「初回〇〇円」「送料のみ」などの表示が強調される一方で、定期購入が条件となっていることは小さく表示されている場合があります。読み落とさないように注意しましょう。

●返品・解約できる期間や方法、解約するときの連絡先

購入した商品の返品や解約は、事業者が定めた規約に従い行わなければなりません。購入する前に必ず規約を確認しましょう。またインターネット通販などの通信販売はクーリング・オフできないため、注意しましょう。

トラブルに遭った場合、すぐに消費生活センターに相談してください。

### 消費生活の困り事はこちらへ 消費生活センター ☎0848・67・6410

相談員と一緒に解決策を考えます。  
気軽に相談してください。

**時** 4日を除く月～金曜日  
9時～12時、13時～16時

**所** 市役所本庁3階  
※電話相談も可。

**【巡回相談】**

**時** 8日(金)・15日(金)・22日(金)14時～16時

**所** 本郷・久井・大和支所

**申** 相談日の前日までに消費生活センターへ



## 人権標語

(中学1年生の作品)

つくるつよ

差別をなくす

大きな輪

## 児童館へおいでよ！

申し込み先 児童館(☎☎兼用0848・67・1123)  
※申し込みは6日(水)からです。

### ドロップスの人形劇

**時** 10日(日)

10時30分～11時30分

**内** 絵本『ぼんたのじどうはんばいき』  
などの人形劇

**対** 保護者と3歳児～小学3年生

**定** 30組(要申し込み)

### リトミックランド(音楽表現)

**時** 15日(金)

①10時30分～11時

②11時15分～11時45分

**対** 保護者と①1歳児

②2～5歳児

**定** 各15組(要申し込み)



### 親子ストレッチ

**時** 20日(水)①10時～10時45分

②11時～11時45分

**対** 保護者と①0歳児②1～5歳児

**定** 各20組(要申し込み)

### すくすく子育て講座

**時** ①11月21日(木)②12月6日(金)

③12月20日(金)(全3回)

※いずれも10時30分～11時30分。

**内** ペアレント・トレーニング

**対** 全3回に参加できる18歳未満の子の母親

※子の同伴可。

**定** 15人(要申し込み)

### 親子クッキング

**時** 24日(日)10時30分～13時

**所** 市民福祉会館2階

**内** 肉まん・ウインナーまん作り

**対** 保護者と2歳児以上

**定** 12組(要申し込み) 料600円

**用** エプロン・三角巾・タオル・布巾4枚・マスク

### 教えて助産師さん

**時** 27日(水)10時30分～11時30分

**テーマ** 思春期の性教育

**対** 18歳未満の子の保護者

※子の同伴可。

**定** 30人(要申し込み)



※開館時間は10時～17時30分です。火曜日は休館日です。